

## 循環式手洗い装置仕様書

### 1. 品名 循環式手洗い装置

アクアデザインシステム : ADS-AQUAWASH 【同等品不可】

### 2. 数量 43 台

### 3. 規格

#### サイズ

: 手洗いシンク台 (取手突起含む) 幅 640mm×奥行 460mm×高さ 1,030mm(蛇口突起含む)程度

: 再生用浄水装置 幅 125mm×奥行 437mm×高さ 427.5mm 程度

: 重量 : 約 28kg 程度 (乾燥重量) 手洗いシンク台、再生用浄水装置合計重量

対応原水 : 淡水 (水道水・プール水・風呂水・井戸水・河川水など

生物が生存しうる原水)

貯水容量 : 原水兼排水貯水タンク 20L 以上であること

給水能力 : 1.5~2 リットル/毎分程度であること (ダイレクトフローシステムにて)

浄水工程 : 全 5 工程を有すること

① 沈殿槽

② 油分吸着

③ 高性能ハイブリッドフィルター (5 ミクロン+硬化カーボン)

④ 逆浸透膜メンブレン (孔径 : 0.0001 ミクロン)

⑤ 高性能粒状活性炭フィルター

殺菌工程 : 全 2 工程 (ダブル殺菌機能) を有すること

① 紫外線殺菌装置

② 自動塩素注入装置 (塩素液タンク 4 リットル)

#### 逆浸透膜仕様

: 超低圧仕様 (適正圧力@0.4-0.6 MPa(4-6 kgf/cm<sup>2</sup>))

平均除去率 90%以上 (NaCl 除去率)

稼働動力 : AC100V 電源(家庭用電源以外、蓄電池・発電機利用が可能であること。)

消費電力 : 約 120Wh 程度 (給水時のみ)

待機電力 : 約 10Wh 程度

使用環境 : 水温 4℃~40℃ 平坦な場所であれば広く使用可能であること。

保管環境 : 屋内かつ室温 -10~60℃の環境下であれば保管可能であること。

利用可能 : 手洗い・洗顔・皿洗いなど (飲用不可)

#### 4. その他機能

- ① 貯水型ではなくダイレクトフローシステムを採用
- ② 交換が容易な全フィルターにクイックチェンジ式を採用
- ③ 24時間水質管理モニター（給水の伝導率・水温）
- ④ 交換お知らせLEDランプ（手洗いシンク台にて）
- ⑤ 各フィルター交換お知らせ機能（再生用浄水装置にて）
- ⑥ 自動洗浄機能（再生用浄水装置）
- ⑦ 保護機能（水漏れセンサー・高圧ポンプ保護など）
- ⑧ 保護機能として連続給水時間約10分（オートストップ）
- ⑨ シンクに持ち運び用のハンドル付き

#### 5. 付属品

- ① 次亜塩素酸ナトリウム（6%） 1.8リットル（※約288,000人分）
  - ② 油分吸着フィルター（沈殿槽内用） x 24枚（※約8週間分）
  - ③ 前処理：クイック式ハイブリッドフィルター x 4本（※手洗い約8,400人分）
  - ④ 逆浸透膜：クイック式逆浸透膜メンブレン x 1本  
（※同上または交換LEDランプ点灯（赤色）時）
  - ⑤ 最終調整：クイック式高性能粒状活性炭フィルター x 1本（※同上）
- ※沈殿槽の原水（排水）の定期的な交換により上記表示値以上に利用は可能※
- ⑥ 取扱説明書（動画説明書含む：QRコードにて読込方式）
  - ⑦ デジタルTDS（伝導率）テスター（原水確認用）
  - ⑧ 専用保管収納カバー（手洗いシンク及び再生用浄水装置：防水仕様テント生地）
  - ⑨ 原水及び排水交換用タンクセット  
（原水及び排水取水用電動ポンプ付き：乾電池付属）
  - ⑩ その他（原水交換時止水フタカバー）
  - ⑪ 専用付属品ケース

#### 6. 納入場所

【住所】： 門真市向島町2番24号

NTT西日本電信電話株式会社 門真ビル1階

#### 7. 納入期日 令和9年3月15日まで

※納入日については、相談の上、決定するものとする。

但し、物品が調達出来次第、即納品可能である。

具体的内容については落札者と協議するものとする。

## 8. 支払方法 完了払

## 9. その他

- ① 納入の際に発生したごみなど不要なものは持ち帰ること。
- ② 納入時、施設内のエレベーター使用可能。但し、市民（利用者）に優先的に使用していただけるようにすること。また、車両の乗り入れや台車等の移動時などは付近の安全確認を確実にいき、納品時に事故等が起きないように細心の注意を払うこと。
- ③ 納入にあたっては日本国の各種関連法令を遵守しなければならない。
- ④ 納入後の検査に合格しないときは、直ちに補正を行い、本市の再検査を受けなければならない。
- ⑤ 入札行為及び契約締結行為の途中並びに契約履行時に、参加資格の要件を欠く事由が生じた場合は、必要な措置を講じるものとする。
- ⑥ 業務の処理に関し生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために必要となった経費は、受注者が負担するものとする。ただし、その損害の発生が発注者の責に帰する事由による場合においては、この限りではない。

担当課：総務部危機管理課 田伏

電話番号：06-6902-5812 F A X：06-6902-4935

メール：bousai@city.kadoma.osaka.jp